

# 財政市民委員会

日 程 (令和4年)	7月27日～7月29日（3日間）	
調査都市	大 阪 市 北 九 州 市 福 岡 市	
視 察 参 加 者	委員長 副委員長 委 員	村 山 拓 司 佐 藤 綾 五十嵐 徳 美 こじま ゆ み 伴 良 隆 阿 部ひであき 小 野 正 美 林 清 治 あおい ひろみ 竹 内 孝 代 佐々木 明 美
	随行書記	土佐岡 潤 木 下 和 大 西 川 慎太郎
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪中之島美術館について</li> <li>2 男女共同参画社会づくりについて</li> <li>3 税収確保策について</li> <li>4 博多区役所について</li> </ol>	

## 大 阪 市

## 【大阪中之島美術館について】

## 1 開設に至るまでの経緯について

昭和58年	大阪市制100周年記念事業基本構想の1つとして近代美術館の建設を発表
平成10年	建設用地購入（南側8,000㎡）
平成15年	建設用地購入（北側8,035.22㎡）
平成25年	「中之島に新しい美術館を整備すること」「天王寺の市立美術館と新美術館の建物の統合は行わず、東洋陶磁美術館を含めた3館について経営統合をめざすこと」を戦略会議で決定
平成26年	新美術館整備方針を策定
平成28年	施設整備は公共で実施し、運営にPFI手法を導入する方針を決定
平成29年	基本設計、実施設計を開始
平成30年	正式名称を決定
平成31年 令和元年	建設工事を開始、大阪市博物館機構を設立、PFI事業者を公募
令和2年	機構が株式会社大阪中之島ミュージアムと公共施設等運営権実施契約を締結
令和3年	建物が竣工、市から機構へ建物を出資
令和4年	開館（2月2日）

## 2 施設の概要について

## (1) コンセプト

- 佐伯祐三や吉原治良に代表される大阪が育んだ作家の作品を中心とした第一級のコレクションを活かし、国内トップクラスのミュージアムへ
- 「大阪と世界の近現代美術」をテーマとしたミュージアムとして、市立美術館や東洋陶磁美術館にはない、新たな魅力を創造
- 歴史的にも文化的にも豊かな蓄積をもつ中之島を拠点として、文化の振興や都市の魅力向上に貢献
- 民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムへ

## (2) コレクション

19世紀後半から今日に至る日本と海外の代表的な美術とデザインの作品を核としながら、地元大阪で繰り広げられた豊かな芸術活動にも目を向け、約5,000点にも及ぶ寄贈作品と購入作品をあわせ、6,000点を大きく超えるコレクションを築いている。

作品数：6,151点（購入：1,155点／寄贈：4,996点）

評価額：約267億円（購入：約155億円／寄贈：約112億円）

## (3) フロア構成

- 1階：ショップ・レストラン・ホール・ワークショップルーム・会議室
- 2階：チケットカウンター・親子休憩室・アーカイブズ情報室・芝生広場（屋外）
- 3階：収蔵庫
- 4階：展示室
- 5階：展示室

# 大 阪 市

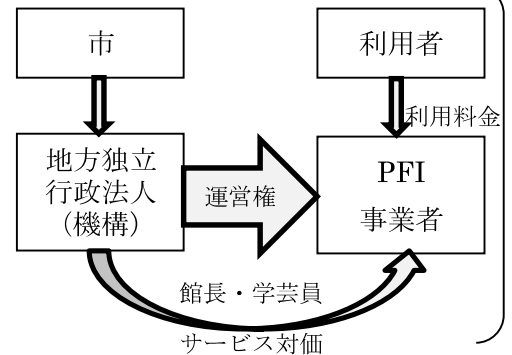
## 3 運営方法について

### (1) 事業方式

- ・PFI法に定める公共施設等運営事業（コンセッション）方式
- ・施設管理者は地方独立行政法人大阪市博物館機構

#### ≪事業スキーム≫

- ① 機構はPFI事業者に運営権を設定する
- ② PFI事業者は来館者等から直接利用料金等を収受し、当該収入を充当し運営を行う
- ③ 機構は収入と運営費の差額をサービス対価として支払う
- ④ 館長・学芸員は機構からPFI事業者に出向する（機構が直接給料を支払う在籍出向）



### (2) 事業範囲

- ・必須事業：開館準備業務／施設管理運営業務／寄附金調達支援業務
  - ※ 美術品の取得行為以外は原則として全てPFI事業者に委ねている
  - ※ サービス施設の内容はPFI事業者の裁量による
- ・附帯事業：事業者の提案により必須事業以外の事業展開も可能となっている

## 4 施設調査について

説明聴取の後、施設内の視察を行った。



### ＜委員からの主な質問と回答＞

Q：PFI導入により、民間の力はどのように発揮されているのか。

A：自治体が事業者を選定する場合、公平性確保の観点から公募を行うことで、美術館のコンセプトやブランディングを重視できなくなってしまうが、民間運営となることで、収益性を確保しながらコンセプトに合う事業者を選定することができている。

Q：地方独立行政法人の運営に対する評価はどのように行っていくのか。

A：5年間の目標を設定し、それに対する中期計画及び年度計画を作成している。目標は議決を要し、中期計画及び年度計画は議会報告を行うなど、市がチェックできる体制としている。

Q：博物館の運営に対し、市はどの程度負担が生じるのか。

A：基本的には管理者である機構が全て負担することになるが、新型コロナウイルスの感染拡大により閉館を余儀なくされた際には、補填を行った。

# 北九州市

## 【男女共同参画社会づくりについて】

### 1 北九州市男女共同参画基本計画の概要について

- (1) 計画期間：令和元年度から令和5年度まで（5年間）
- (2) 計画の5本柱

#### I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市役所はもとより、企業・地域等において、方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の参画拡大への理解を深めるための働きかけや、将来指導的な地位へ成長していく層の育成に取り組む。

#### 【主な数値目標】

項目	基準 (H30)	目標 (R5)
市役所における女性管理職（課長級以上）比率 （消防職員、教職員を除く）	13.6%	15.0%
市付属機関等における女性の比率 （市付属機関等には市政運営上の会合を含む）	53.0%	50.0%以上

#### II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向	1 女性の就業・起業支援
	2 企業における女性活躍の推進

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、女性の継続的な就業やキャリアアップのための取組を行う。

また、育児等を理由として離職した女性の再就職や、起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組む。

#### 【主な数値目標】

項目	基準	目標 (R5)
25～44歳の女性就業率	70% (H27)	73.0%
イクボス同盟加盟企業数	108社 (H30)	300社



## 北 九 州 市

### Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向	1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
	2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

長時間労働の削減や男性の育児休業の取得促進などについて、企業等への意識啓発や情報提供、各種支援制度等の周知などに取り組む。

また、誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児・介護等の両立ができるよう、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実に取り組む。

**【主な数値目標】**

項 目	基準（H30）	目標（R5）
市役所における男性職員の育児休業取得率	14.8%	30.0%
多様な保育の実施個所数		
① 延長保育（夜間保育所を含む）	① 154箇所	① 158箇所
② 休日保育	② 7箇所	② 7箇所
③ 病児保育	③ 12箇所	③ 14箇所

### Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向	1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進
	2 男性にとっての男女共同参画の推進
	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
	4 防災における男女共同参画の推進

男女が性別に関わりなく社会のあらゆる分野で、ともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、理解促進と意識醸成に取り組む。

**【主な数値目標】**

項 目	基準（H29）	目標（R5）
男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7%	80.0%

### Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向	1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援
	2 ハラスメント及び性犯罪等の防止
	3 生涯を通じた女性の健康支援
	4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

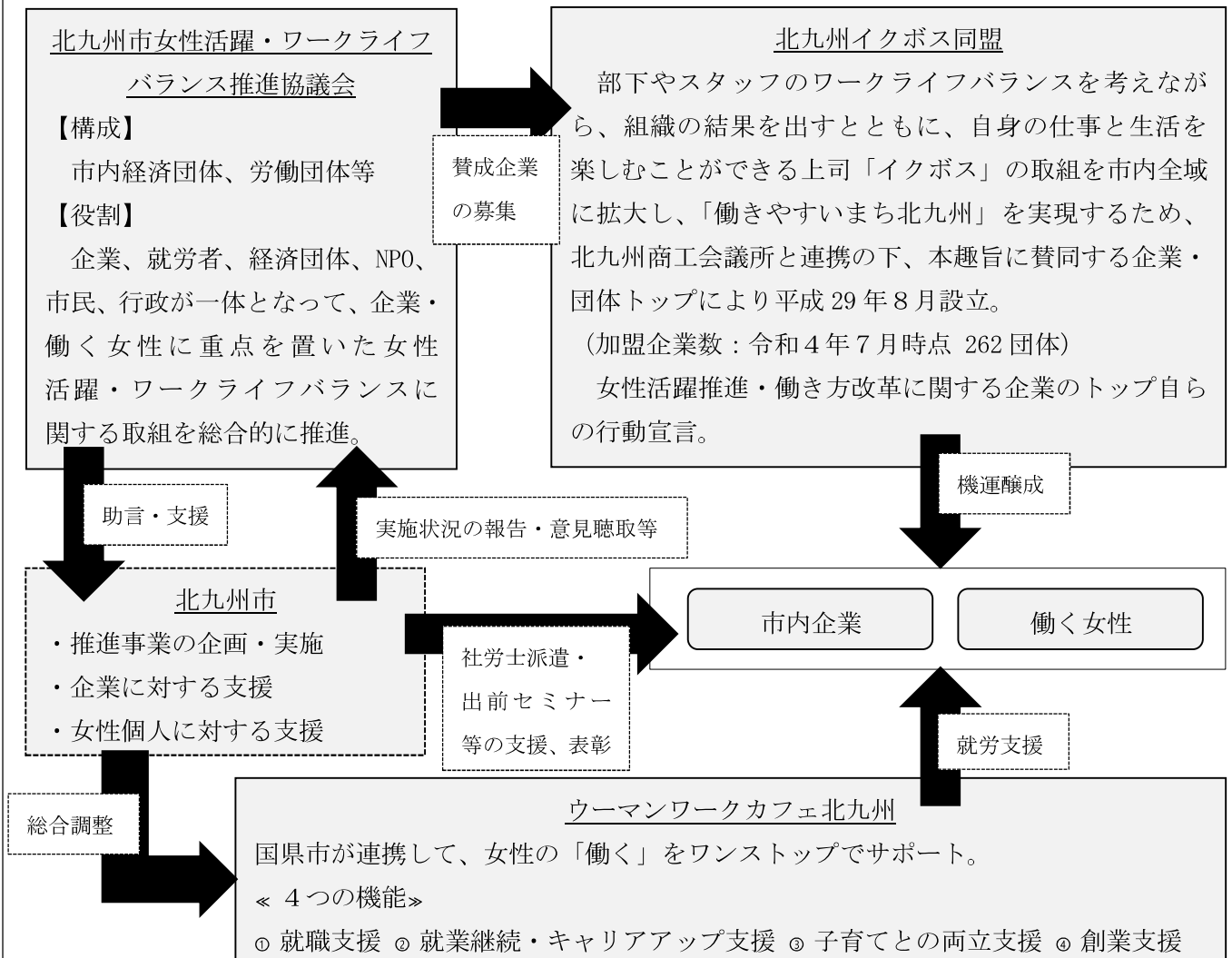
人権の尊重に対する意識を浸透させ、DV等の人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援などに取り組む。

**【主な数値目標】**

項 目	基準（H29）	目標（R5）
夫婦間における「① 平手で打つ」「② 殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3%	① 80.0% ② 80.0%

# 北九州市

## 2 女性活躍推進にかかる取組みについて



## 3 事業の課題や展望について

女性管理職比率について、2040年目標値40%としているが、調査時14.5%となっている。国・民間・地方においても「早期の30%達成」を目指す中、北九州市においても可能な限り早期に達成するため、中間目標として「2030年までに30%程度」を目指している。

目標達成に向け、以下の4つの新たなポジティブアクションに取り組んでいる。

- ① 女性役職者の長期的・計画的育成（短期ジョブローテーションなど）
- ② 採用から多様な職務経験（早期に企画立案等が必要な部署を経験できる体制等）
- ③ 上司による切れ目のない育成支援（人事評価基準の見直し等）
- ④ 多様で柔軟な働き方の推進（自治体DX等を通じた働き方改革等）

### <委員からの主な質問と回答>

Q：女性の職業観について、歴史的・文化的背景はあるのか。

A：北九州市はものづくりのまちであることから、女性がサービス業を求めて大都市に流出していると考えられるが、人口流出には地方の寛容性が関係しているという考え方もある。今後、人口定着率とジェンダーの相関関係を調査する予定。

Q：短期ジョブローテーションとは何か。

A：異動のサイクルを短縮することで、本庁部局の業務を経験できるようにすること。

Q：途中退職してしまう女性職員についてどのように考えているか。

A：男女の家事育児分担が重要であり、イクボスの取組を推進することが必要と考えている。

# 福岡市

## 【税収確保策について】

### 1 法定外目的税について

福岡市における唯一の法定外目的税が「福岡市宿泊税」で、概要は以下のとおりである。

#### (1) 導入の経緯

平成30年3月～9月	福岡市議会の有志議員による検討
平成30年9月	宿泊税の創設を含む福岡市観光振興条例案（議員提案）可決 宿泊税に関する調査検討委員会設置
平成30年10月～11月	第1回～3回宿泊税に関する調査検討委員会
平成30年11月～令和元年5月	福岡県との実務者協議を実施
令和元年5月	福岡市と福岡県が合意
令和元年6月	福岡市宿泊税条例案可決
令和元年7月	総務大臣の同意に係る協議の申し出（福岡県も同日） 宿泊事業者へ宿泊税導入のお知らせを通知
令和元年7月～9月	関係団体等へ宿泊税の概要説明を実施（計10回）
令和元年10月～11月	宿泊事業者向けに説明会の開催（計10回）
令和元年11月	総務大臣の同意（福岡県及び北九州市も同日） 宿泊税条例の公布
令和2年4月1日	宿泊税条例の施行

#### (2) 宿泊税条例の概要

##### ア 納税義務者等

宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課すものとする。

##### イ 税率

宿泊料金	税率	参考	
		県宿泊税	合計
2万円未満	150円	50円	200円
2万円以上	450円	50円	500円



##### ウ 徴収方法及び特別徴収義務者等

宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者等とする。

##### エ 特別徴収義務者の申告納入等

特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る納入申告書を提出するとともに、納入書によって納入金を納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなど、所要の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告・納入することができる。

##### オ 経営申告等

旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者等は、経営開始の日の5日前までに、住所及び氏名又は名称その他市長が必要と認める事項等を申告しなければならない。

##### カ 県宿泊税の徴収方法の特例等

福岡県が市内の宿泊施設に県宿泊税を課す場合、県宿泊税に係る賦課徴収を市の宿泊税の賦課徴収と併せて行う。

# 福岡市

(3) 宿泊税歳入額（見込み）の推移 （単位：千円）

	予算額		
	当初	補正	最終
令和2年度	1,799,000	▲1,229,000	570,000
令和3年度	727,000	261,628	988,628
令和4年度	1,048,462	—	1,048,462



(4) 目的・用途

九州のゲートウェイ都市として、今後も増加する観光客と市民生活の調和を図りつつ、より多くの観光客を呼び込み、九州全体の活性化につなげられるよう、以下のとおり用途を設定。

- 九州のゲートウェイ都市の機能強化
- 大型MICE等集客拡大への対応
- 観光産業や市民生活に着目した取組

## 2 グリーンボンドについて

福岡市は、脱炭素社会の実現に向けた取組実施のための資金調達の一つとしてグリーンボンドを活用することとしており、発行の前提となる第三者機関からの適合認証を令和3年10月に取得している。グリーンボンドの概要については、以下のとおりである。

(1) グリーンボンド適合認証の概要

	プロジェクト分類名	対象プロジェクト
①	再生可能エネルギー	市有施設への再生可能エネルギー設備導入
②	省エネルギー	市有施設への省エネ性能の高い機器等の導入
③	汚染の防止と管理	ごみ処理施設整備、下水道施設整備
④	自然資源・土地利用の持続可能な管理／ 生物多様性保全	公園整備
⑤	クリーンな輸送	地下鉄事業
⑥	持続可能な水資源管理	水道事業
⑦	気候変動への適応	水害対策事業、道路整備（緊急輸送道路整備や排水性・透水性舗装）
⑧	グリーンビルディング	市有施設の新築、改修

(2) 令和3年度福岡市グリーンボンドの概要

発行額／年限	50億円／10年（満期一括償還）		
条件決定日／利率	令和4年1月14日／0.214%		
充当事業	事業概要	プロジェクト分類名	充当割合
		再生可能エネルギー	
		省エネルギー	
	博多区新庁舎整備事業	グリーンビルディング	65%
	地下鉄営業線改良事業	クリーンな輸送	15%
雨水英美レインボープラン天神	気候変動への適応	20%	
雨水整備Doプラン2026	気候変動への適応		
購入対象	機関投資家		



## 福岡市

## 3 事業の成果と課題について

令和2年度に宿泊税を活用して実施した事業は以下のとおりである。

- (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化
  - ア 国内を代表するMICE拠点の形成（マリンメッセ福岡B館の整備等）
  - イ 観光案内機能の強化事業（コロナ禍で求められる「安全・安心」に対応するため、デジタルを活用した非対面・非接触によるリモート観光案内の実証事業の実施）
  - ウ Fukuoka City Wi-Fiの拡充（アクセスポイントの増設などによる通信品質の向上）
- (2) 大型MICE等の集客拡大への対応
  - ア 災害時の観光客対応強化事業（観光案内所への非常用電源の設置等）
  - イ 博多旧市街プロジェクト（旧市街エリアへ誘導するための壁面マップ等の設置等）
  - ウ 生の松原元寇防塁集客促進事業（歴史的観光資源として集客促進を図るための受入環境の整備）
  - エ 繁華街対策事業（街頭防犯カメラの設置）
- (3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進
  - ア 宿泊事業者受入環境充実の支援（アクリルパーテーション、AIサーマルカメラ、全自動カードクリーナー等の導入）
  - イ 海辺を活かした観光振興に向けた道づくり
  - ウ 海辺を活かした観光振興（志賀島・北崎）
  - エ 観光客等の移動円滑化施策の推進（博多駅筑紫口のエスカレーター、天神駅東口のエレベーターの設置）



#### ＜委員からの主な質問と回答＞

- Q： 宿泊税導入後、事業所からどのような意見があったのか。
- A： 徴収した宿泊税をコロナ対策に使ってほしいとの要望があり、宿泊施設の感染予防対策やMICE会議のリモート機器導入に使用した実績がある。
- Q： 宿泊税導入に伴い、入湯税を減額しているが、入湯税減額分は宿泊税で補完しているのか。
- A： 入湯税は宿泊税と比較し事業規模がかなり小さく、差額は十分に賄うことができている。
- Q： 宿泊税の導入に当たっては、県と市でどのような協議を行ってきたのか。
- A： 県と市が採用する税率によっては、二重課税で負担感が大きくなるとの共通認識のもと協議を行ってきた。市としては、MICE事業の整備等、ハード・ソフト両面で行政需要があること等を主張してきた。
- Q： グリーンボンドの発行額について、50億円とした理由は何か。
- A： 区役所新庁舎整備など大きな事業を想定し、事業規模から設定したもの。今後は発行額を積み増すことで、令和3年度に採用できなかった事業や環境に関する事業を積極的に採用していきたいと考えている。
- Q： グリーンボンドによって、新たな投資家の掘り起こしはできたのか。
- A： 一定程度できていると考えている。
- Q： グリーンボンドにおける充当割合はどのように決定しているのか。
- A： 各事業の必要な金額を考慮し、必要な割合で充当している。
- Q： グリーンボンド発行に係る第三者認証の取得はどのように進めてきたのか。
- A： 他都市の先行事例を参考に、専門家と相談しながら進めてきた。通常の市債発行と比べ、事務作業やコストが増加している。
- Q： グリーンボンドに係る金利はどのようにになっているのか。
- A： 国債をベースに調整しており、これまで発行した市債と差はない。

# 福岡市

## 【博多区役所について】

### 1 開設に至るまでの経緯について

福岡市が政令指定都市に移行する前年の昭和46年に4区庁舎を建設しているが、耐震診断により、各区とも耐震性能の不足が判明。東区、南区、早良区においては耐震改修工事を実施できたものの、博多区役所で工事した場合、執務室や窓口の分断が生じ、市民サービスへの影響が大きいことから、建替えによる耐震対策を行うことが決定した。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建替方針決定 移転計画	整備基本計画 事業手法検討	基本設計 公募要件決定	事業者公募 選定・契約	実施 設計		
				新庁舎整備工事		供用開始

### 2 施設の概要について

敷地面積：2,480.44㎡／建築面積：1,733.65㎡

延床面積：15,224.27㎡／構造：鉄骨造、地下なし、地上10階建

屋上緑化	10階	福岡市関連事務所
9階	財政局税務部等	
8階	区長室、総務部、地域整備部	
7階	保護課（1～3課）	
6階	健康課、地域保健福祉課、衛生課	
5階	検診室、急患診療所	
4階	福祉・介護課、納税課、課税課	
3階	子育て支援課、市民課、保険年金課	
吹き抜け広場	エント	2階 証明発行窓口
	ランス	指定金融機関窓口
	ホール	1階 総合案内所、多目的ホール等



#### <特徴>

- ・中間層柱頭免震構造の採用
- ・災害によるインフラ途絶時も72時間機能継続可能な区役所機能
- ・「ZEB Ready」、「CASBEE-WO（スマートウェルネスオフィス）」の認証取得
- ・ユニバーサルデザインの導入

### 3 施設調査について

説明聴取の後、施設内の視察を行った。

#### <委員からの主な質問と回答>

Q：博多区役所の地域は水没の可能性はないのか。

A：治水対策は十分に行っているが、全くないとは言えない。可能性を最低限にするため設計されている。